岩手県分権推進会議設置要綱

平成19年5月15日知事決裁

(設置)

第1 地方分権の進展に伴い、県と市町村の対等協力の関係を基本としながら、 国、県及び市町村を通じた望ましい行政システムのあり方を検討するため、 岩手県分権推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 県と市町村の役割分担のあり方
 - (2) 県と市町村の新たな役割分担の実現方策
 - (3) その他分権の推進に関する事項

(組織)

- 第3 会議は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の者とする。
 - (1) 市町村長及び学識経験者のうちから知事が委嘱する者
 - (2) 県南広域振興局長及び部局長等のうちから知事が指名する者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合に おける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

- 第4 会議に座長を置き、知事をもってあてる。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名 する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、知事が開催する。

(検討部会)

- 第6 会議に、所掌事項に関し、予備的に調査研究を行うため検討部会を置く。
- 2 前項の検討部会は、知事が指名する職員並びに知事が委嘱する市町村職員 及び民間事業者等をもって構成する。
- 3 知事は、必要に応じて、議事に関係のある検討部会に属する室課等の室長 又は総括課長等を会議に出席させることがある。

(庶務)

第7 会議の庶務は、政策地域部政策推進室において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が 定める。

附則

- この要綱は、平成19年5月15日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。